

群馬大学における教員評価指針

平成18年3月 9日 役員会決定
平成22年6月16日 改正
平成25年6月27日 改正
平成28年1月 6日 改正
平成29年2月15日 改正
平成29年12月1日 改正

第1 目的

国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）は、その理念及び目標並びに中期計画に基づいて教員の活動状況を点検・評価（以下「教員評価」という。）する。この教員評価は、教員の諸活動への支援と啓発並びに本学の教育、研究及び社会貢献等の改善と向上に資するとともに、適切な情報公開により社会への説明責任を果たすことを目的とする。

第2 評価実施単位

教員評価の実施単位は、各学部、各研究科・理工学府、生体調節研究所、医学部附属病院、総合情報メディアセンター、大学教育・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、重粒子線医学推進機構、国際センター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター、テニュアトラック普及推進室、先端科学研究指導者育成ユニット、未来先端研究機構、男女共同参画推進室（以下「学部等」という。）毎とする。

第3 評価対象

教員評価の対象となる教員は、本学の専任の教授、准教授、講師及び助教とし、主担当を命ぜられた学部等において、評価を受けるものとする。ただし、在職期間1年未満の者並びに学長が教員評価を必要としないと認めた者は、本評価の対象から除くことができる。

第4 評価領域

教員評価の領域は、「教育」、「研究」、「社会貢献」及び「管理・運営」の4つの領域（以下「各領域」という。）に分類する。

第5 評価期間

- (1) 教員評価は、毎年実施するものとして、原則として過去1年度分の教員個々の活動について行う。
- (2) 必要に応じて評価の対象となる年度以外の活動の一部を評価することができる。
- (3) 評価期間のうち、海外渡航、休職、育児休業等の期間がある教員については、当該期間を考慮して評価することができる。

第6 評価の実施

- (1) 学長は、この指針に基づき、全学的な実施要項を定め教員評価を実施する。
- (2) 第2に定める学部等の長は、全学的な実施要項を踏まえ、学部等の特性を考慮した評価方針等の決定、教員評価の実施及びその結果の取りまとめ等を行う。
- (3) 学部等の長は、評価の実施に当たって、当該学部等の教員評価の実施に関する事項の専門的検討や実質的な教員評価作業を行う組織を置くことができる。

第7 評価結果の活用

- (1) 学長及び学部等の長は、教員評価の結果を本学及び学部等の活動の改善に役立てるものとする。
- (2) 学長及び学部等の長は、特に高い評価を受けた教員に対して、その活動の一層の向上を促すため報奨等の適切な措置をとることができる。
- (3) 評価結果は、教員の諸活動を向上させるために活用するものとする。
- (4) 学長は、評価結果を年俸制教員の業績評価に活用することができる。

第8 評価結果の公表

- (1) 教員の評価結果は、個人情報として取り扱い、原則として本人以外には非公表とする。
- (2) 公表する評価結果は、各学部等の評価結果を全学で取りまとめ、集計したものとする。
- (3) 学長及び理事は、この指針の目的達成のため、必要に応じ、教員のデータを閲覧することができる。

第9 評価の実施結果の検証等

執行役員会議は、教員評価の実施後、速やかに検証を行い、その結果について学長に報告する。

附 則

平成28年度に実施する評価については、第3中「在職期間1年未満」とあるのは「在職期間3年未満」と、第6第1項中「過去1年度分」とあるのは「過去3年度分(ただし、研究の領域は過去6年度分)」と、第7第2項中「4月30日までに、」とあるのは「別に設定する日までに、」と読み替える。

附 則

この指針は、平成29年2月15日から施行する。